

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、平成18年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成19年6月12日

京都府知事 山 田 啓 二

事 項	件 数
保 管 用 地 の 届 出 の 件 数	2
保 管 用 地 の 廃 止 の 件 数	1
勸 告 の 件 数	0
報 告 の 徴 収 の 件 数	1
立 入 検 査 の 件 数	8, 7 4 5
搬 入 一 時 停 止 命 令 の 件 数	0
公 表 の 件 数	8
法第14条の3の規定による 産業廃棄物処理業の事業停止	2
法第14条の3の2の規定による 産業廃棄物処理業の許可取消し	6

注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。